

公布された条例のあらまし

佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例（条例第 13 号）

- 1 地方公務員法（以下「法」という。）第 24 条第 5 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 42 条及び教育公務員特例法第 13 条の規定に基づき、法第 22 条の 2 第 1 項各号に掲げる者に対する報酬、費用弁償及び給与（以下「報酬等」という。）に関する事項を定めることとした。（第 1 条関係）
 - 2 法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる者（以下「第 1 号会計年度任用職員」という。）に対しては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「勤務時間条例」という。）第 24 条の 3 の規定によりその者について任命権者が定めた勤務時間による勤務に対する報酬、費用弁償及び期末手当を支給することとした。（第 2 条関係）
 - 3 法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者（以下「第 2 号会計年度任用職員」という。）に対しては、勤務時間条例第 6 条の 2 第 1 項に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬としての給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び期末手当を支給することとした。（第 3 条関係）
 - 4 任命権者は、特別の事情により、2 の報酬の額又は 3 の給料の月額により難しいときは、知事と協議して別に定めることができることとした。（第 4 条関係）
 - 5 第 1 号会計年度任用職員及び第 2 号会計年度任用職員に対する報酬等の支給に関する事項のうち、給料及び報酬の計算期間その他報酬等の支給方法に関する事項等については、一般職の職員が受ける給与の例によることとした。（第 5 条関係）
 - 6 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。
 - 7 佐賀県職員給与条例ほか 5 条例について、所要の改正を行うこととした。（附則第 2 条～第 7 条関係）
- ### 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第 14 号）

- 1 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、新たに会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、職員の分限に関する条例ほか 7 条例について、所要の改正を行うこととした。
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（条例第 15 号）

- 1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、佐賀県職員給与条例ほか 3 条例について、所要の改正を行うこととした。
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行することとした。

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 16 号）

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が改正されたことに伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の対象事務を改めることとした。（別表第 1 関係）

2 運転免許証の更新が、公安委員会がやむを得ないと認める事情により行われなかった者の運転免許試験手数料及び運転免許証交付手数料の額を定めること等とした。(別表第1関係)

3 この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。ただし、2については、令和元年12月1日から施行することとした。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例(条例第17号)

1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、佐賀県立自然公園条例及び佐賀県心身障害者扶養共済制度条例について、所要の改正を行うこととした。(第1条及び第2条関係)

2 この条例は、令和元年12月14日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。